

# 専修大学北上高等学校第1校舎建て替え設計プロポーザル 質問書に対する回答

## <2. 参加資格>

質問：よりよい新校舎提案の為、多様な知識と経験を結集して本プロポーザルに取り組みたいと考えている。ついでに、複数の一級建築士事務所からなる設計共同体（JV）での参加は可能か。可能な場合、代表企業以外の構成員は東北6県に本店又は入札・契約に関わる権限を委任された営業所等がない一級建築士事務所でもよいか。

質問：設計共同体での参加について記載していないが、単独参加のみと考えてよいか。

質問：JVとして秋田の設計事務所と組んで提案することは可能か。可能な場合、主任担当技術者と管理技術者はJVの中で選定すればよいか。

⇒回答：代表企業が明確であり、かつ要項の2「参加資格」記載のとおり、東北6県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する企業であれば、JVによるエントリーも可能です。

なお、協力事業者においては、守秘義務の順守を前提として、専門性・地域性を考慮した調達を行うために、複数の提案に同一の事業者が参加することも可能です。

質問：当社は本社が東京にあり宮城県にある支店に契約権限を委任するが、実際の業務は東京の営業所（設計事務所登録済）が行うがエントリー可能か。

⇒回答：要項の2「参加資格」記載のとおり、東北6県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する企業であればエントリーは可能です。

質問：秋田に常駐出来る営業所があるが、参加資格として認められるか、届出等はしておらず、何か証明する書類は必要か。

⇒回答：その営業所に、入札・契約に係る権限が委任されていることを証明することが必要となります。

質問：用途の類似実績が無く、規模の実績でも提案可能か。

⇒回答：参加資格は要項に定義されており、エントリーをいただくことは可能です。

## <4. 審査方法>

質問：審査委員会構成員の氏名、役職等を公開して貰えるか。

⇒回答：当初は氏名等を非公開としておりましたが、より公平性・透明性のある審査とするために公開することとしました。

【専修大学北上高等学校第1校舎建て替え設計プロポーザル審査員】※敬称略

審査員長 北原啓司（弘前大学大学院地域社会研究科研究科長）

審査員 石川一郎（聖ドミニコ学園カリキュラムマネージャー 21世紀型教育機構理事）

及川義明（北上市副市長）

倉斗綾子（千葉工業大学創造工学部デザイン科学科准教授）

小峯裕己（千葉工業大学 創造工学部建築学科教授）

田村太郎（一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事）

阿部伸（専修大学北上高等学校校長）

## <5. 書類審査>

質問：「募集要項 16.委託内容」による受託予定金額の各内訳（基本設計、実施設計、地盤調査等、耐力度調査等、監理業務）を6号様式内に記載の必要はあるか。記載が必要な場合、記載する項目を示して欲しい。

⇒回答：書類審査における「受託予定金額」の審査基準は「適正な金額」であるかどうかとなっており、見積もり金額の低さを基準としておりません。「適切な金額」であるかどうかを判断する表記については、提案者の判断となります。

## <7. 応募手続き>

質問：別記第2号、第3号様式の「関連業務実績」において、「関連業務」の定義を示して欲しい。

⇒回答：募集要項の7の(2)の③提出書類の「(オ) 本事業の類似業務」と同意義とし、具体的には、「単独もしくは共同受託による、学校教育法第1条に定める学校の校舎に係る基本・実施設計」を想定しています。

質問：別記第2号、第3号様式の「履行期間」について、履行完了とは工事管理期間も含むと考えてよいか。

⇒回答：設計・監理業務として受託した「関連業務」については、工事管理期間も含まれます。

質問：別記第2号、第3号様式の「関連業務実績」について、「平成22年4月1日以降」とあるが、それ以前の実績を記入してもよいか。

⇒回答：記入していただくことは可能ですが、業務実績の評価に関しては、平成22年4月1日以降の実績とします。

質問：別記第2号、第3号様式の「関連業務実績」について、以前の勤務先の実績でも良いか。

⇒回答：主任技術者の実績となりますので、要項の2「参加資格」記載のとおり主任技術者の実績をあげてください。

質問：「類似業務の実績（様式任意）」とあるが、類似業務は、学校教育法第1条の学校施設の他、第82条の2（専修学校）、第83条（各種学校）及び第1条の学校施設の研究棟など教室を含まない施設も含むと考えてよいか。また、実績の「設計業務」とは基本設計・実施設計どちらかの実績でも実績として認められるか。

⇒回答：類似業務は「単独もしくは共同受託による、学校教育法第1条に定める学校の校舎に係る基本・実施設計」とします。また、「設計業務」とは「基本設計及び実施設計」とします。

質問：(3) 技術提案書等の提出③提出書類(ウ) 評価テーマに関する提案書には様式等の指定がないが、用紙サイズ及び枚数文章フォントサイズについては、提案者の判断としてよいか。指定があれば示して欲しい。

質問：「評価テーマ」に関する提案書は様式無しとあるが、枚数や用紙サイズ、提出時の綴り方を示して欲しい。

⇒回答：オリジナル性の高い内容でもあり、枚数や用紙サイズは特に指定はしていません。

質問：主任担当技術者は総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備の各担当を作成して提出することでよいか。

⇒回答：いただいたかたちでお願いします。

質問：⑤の業務実績は、類似業務となる実績用途以外の建物用途も記入することは可能か。また、建物が竣工・完成していない業務も記入することは可能か。

⇒回答：類似業務以外の用途の建物に係る実績の記入はできません。また、竣工・完成していない業務に関しては様式の手持ち業務に記入してください。

## <10. 計画地概要>

質問：第一校舎の既存図を提示して欲しい。

質問：本計画にて、建替用地として利用出来る範囲はどこまでか（明示して欲しい）。

質問：建築物、グランド、駐車場及び道路からの出入口、その他外溝、上下水道引込口、電力柱引込箇所などを明記した正確な現状の配置図を提示して欲しい。

質問：上記のうち、解体してもよい建築物や外溝等について明示して欲しい。更に新たに建築物を配置出来るエリアを明示して欲しい。

質問：全てのキャンパス内にある建築物の平面図・立面図・断面図を明示して欲しい。

質問：インフラ整備状況について、引き込み位置や配管口径及び種別など、インフラの配置及び敷設状態を示して欲しい。

質問：現在の敷地内建物について「一団地」の取扱いなど、建築基準法及び消防法上の状況を教示して欲しい。

質問：評価テーマCの中の「神社」について、その資料及び敷地図内の位置を明示して貰えないか。

質問：既存正門位置、グランド利用状況等、現状の敷地利用状況がわかる資料があれば公開して貰えないか。

質問：建物図面集①について、文字が読み取れないので読み取れる図面の提供は可能か。

⇒回答：質問でいただいた図面に関する事項は精査して、可能な部分について、2月2日（火）までにホームページで公開します

質問：要項では、25,783.82㎡とあるが、敷地図面には、26,014,7383065㎡とある。その差約230.92㎡について教示して欲しい。

⇒回答：登記上は25,783.82㎡となっており、測量図だと、26,014,7383065㎡となっております。

## <11. 計画概要>

質問：建物図面で第2校舎の室名が読み込めないところが多々あり、必要諸室一覧において第2校舎が該当するところを示して欲しい。

質問：建物図面は現況の室配置と考えてよいか。また、現1号館の図面を示して欲しい。

質問：2号校舎、クリエイションホール以外の学校施設（1号校舎、体育館、50記念館、グリーンホール等）の平面図を公開して貰えないか。

⇒回答：質問でいただいた図面に関する事項は精査して、可能な図面について、2月2日（火）までにホームページで公開します。

質問：解体工事等、工事搬出入動線として利用も考えられる南側正門前の、用悪水路にかかる橋の耐荷重はどの程度か。

⇒回答：耐荷重に関する資料はありません。別途、橋の長さ・幅や写真については2月2日（火）までに公開します。

質問：「本事業は仮設校舎の建築を想定していない」とあるが、新築校舎建設時に既存1号棟の利用予定はあるか。

⇒回答：新校舎の利用開始日まで既存1号校舎は利用継続する予定です。

質問：グランドの必要面積、広さ、形状の条件はあるか。②第2校舎と新第1校舎との接続は、既存と同じ位置からの渡り廊下であるなどの条件はあるか。

⇒回答：配置計画の提案内容であり、想定としては、本工事終了後に人工芝化し、部活動および地域共用施設としての活用を見込んでいます。

質問：神社と学校は用途上可分の関係と考えられますが、移転の場合、同一敷地内での建設許可は確認しているか。

⇒回答：移転・建て替えが提案内容に入る場合は、いただいた提案内容をもとに、神社関係者に提案を行い、合意を得ていく流れとなります。

質問：神社の所有者は学校法人北上学園になるのか。

⇒回答：当学園の所有地ですが、建物は当学園以外となります。

質問：「16.委託内容」に「神社」に関する実施設計等の記載はないが、移転を行う場合は別途委託すると考えてよいか。

⇒回答：「16.委託内容」の「外溝の整備」に含まれます。

質問：移転を行う場合は、移設か、移転新築か。

質問：神社の移転は行わない提案でも評価上、影響ないか。

⇒回答：移転を行う・行わないを含め、全体の配置を含めた設計が審査対象となりますので、「移転の有無」だけで評価が上下することはありません。

質問：「16.委託内容」に記載のある地盤調査やアスベスト調査の結果により、工事行為が生徒の学習環境に著しく悪影響を与える場合は、仮設校舎設置の検討は行われるものと考えてよいか。・例：地盤掘削、地中障害破碎、杭設置などによる振動・騒音発生の可能性など・例：外壁塗材アスベスト撤去時の飛散による生徒の健康被害発生の可能性など

⇒回答：原則として、仮設校舎設置は行わないと想定しています。ただし、調査によって、想定される対策を全て講じて健康被害を伴うような事態が生じた場合においては、受託者と協議し、対応を検討します。その際には工期等を含め、大幅な変更が生じることが想定されますので、契約内容の変更も視野に入れ協議します。

質問：必要諸室にある「ほのぼのルーム」の室機能を示して欲しい。

⇒回答：スクールカウンセラーのいるカウンセリングルームとなります。

## <12. 配置計画について>

質問：敷地図面記載のグリーンホールは解体の範囲に含まれるか。

質問：敷地南側にある、グリーンホールの解体は可能か。

⇒回答：グリーンホールに関しては、設計および工事計画において、解体することも可能です。また解体する場合の解体時期については、提案された時期を尊重します。

## <13. 工事計画について>

質問：本計画において、第一校舎は工事期間中も使いながらの建替工事と推測するが、最小限の機能を保持しながら、部分解体を先行して行う計画としてもよいか

⇒回答：第一校舎は新校舎完成までの利用を想定していますが、利用者の安全性、利便性、快適性を損なうことのない範囲内であれば、部分解体を先行することも可能です。

質問：業務履行期限である令和5年3月31日において、新校舎の供用開始が出来ればよいと考えてよいか。  
(既存校舎の解体は新校舎への引越し後となるため、工期的に厳しいと思われる。)

質問：解体工事の工事行程について想定があれば示して欲しい。

⇒回答：新校舎の利用は令和4年春～夏を想定しており、現第1校舎の解体は新校舎引き渡し後、令和5年3月31日までを想定しています。なお、契約期間においては、工事の進捗に影響するさまざまな要因によって受託者との協議の上、延長する場合があります。

## <16. 委託内容>

質問：耐力度調査の対象となる施設を示して欲しい。

質問：「耐力度調査」：調査を実施する該当建物

⇒回答：第2校舎を想定しています。

質問：「既存校舎の空き室改修設計」とあるが、空き室の内訳を教えて欲しい。

質問：「既存校舎の空き室改修設計」：空き室となる該当室

⇒回答：今回、第2校舎と新校舎の一体的な活用に関する提案をいただくため、それぞれの部屋の用途に関しては限定をしません。必要諸室を新校舎、第2校舎のどちらに配置するかは提案に基づき、基本設計時に協議し、決定します。

質問：「既存校舎の解体設計」：解体設計の対象となる校舎名及び既存図面

⇒回答：第1校舎の解体を想定しています。また、グリーンホールに関しては、配置計画等の提案により、解体が可能です。

質問：「地盤調査・土質調査地盤調査・土質調査」：調査で必要となる検体数量、調査方法及び基準

⇒回答：提案頂いた配置計画をもとに、基本設計時に必要な検体数量・調査方法を協議の上、決定します。

質問：「アスベスト調査・PCB調査」：調査を実施する該当建物及び調査基準・数量

⇒回答：第1校舎を想定しています。

質問：「パース製作」：必要サイズ及びカット数

⇒回答：パースに関しては、新校舎のイメージを関係者をはじめ、広く地域の皆さまと共有するために活用します。そのために必要なサイズ、枚数に関しては、提案をお願いします。

質問：「保護者等を対象とした説明会等への参加」：説明会等の想定回数

⇒回答：基本的には当学園で実施しますが、専門性を伴う案件が出てきた場合に依頼する可能性があり、回数以下と考えます。また、必要に応じて資料の提供を求める場合があります。

質問：基本設計及び実施設計における適用基準は以下のように考えてよいか。

- ・公共建築工事標準仕様書
- ・文部科学省建築工事標準仕様書（電気設備及び機械設備も同様）

⇒回答：いただいた通りの適用基準を想定しています。